HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	<記憶の可視化>に向けた犠牲者集団の取り組み ： もうひとつの「警鐘碑」に託されたロマ民族の願い
Author(s)	千葉, 美千子
Citation	Sauvage ： 北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院院生論集, 5, 7-16
Issue Date	2009-03-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/38210
Type	departmental bulletin paper
File Information	1_p7-16.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

【研究論文】

<記憶の可視化>に向けた犠牲者集団の取り組み

ーもうひとつの「警鐘碑」に託されたロマ民族の願いー

千葉美千子
国際広報メディア専攻　博士後期課程

「我々は壮大なる警鐘碑を望んでいるのではない。
我々が求めるのは民族の哀しみを記憶する場所である。」[1]

1．はじめに

ホロコーストで殺害されたロマ民族は、およそ 20 万人から 50 万人と推定されている[2]。しかしながら、①東欧、南欧で暮らすロマ民族の多くが、特殊部隊によって銃殺されていたこと、②アウシュヴィッツへ強制移送された彼らの多くが、登録されることもなくガス室に送られていたことを踏まえると、この数値はあくまでも「目安」として捉えるべきであり、統計に表れてこない人々もまた、考慮の対象とすべきである[3]。

「忘れられた犠牲者[4]」の最たる存在であるロマ民族については、未だ途上ではあるものの、基本的論点はある程度整理され、その地歩が固められてきた。具体的には、①ホロコーストと従来の社会政策との違い、②犠牲者としての位置づけという 2 つのテーマに大別される。前者は主として資料と証言の分析によって、別言すると、伝統的な歴史学的手法によって、複数の仮説の提示が可能となった。それに対して後者は、ロマ民族の自律的行動そのものが世論を動かす原動力となり得ることを実証するため、社会学的手法に頼らざるを得なかった。

ロマ民族をめぐって、未だ見解の相違と対立が見受けられる背景には、顕在化しつつあるユダヤ人問題との相関性に、仮説検証が遅れをとっているという現実がある。このことは、学際的研究とロマ民族による主体的･自律的行動が、ほぼ同時期に始まったがゆえに生じた混乱だとも換言できる。

このような問題意識を背景として、本稿の目的は、<もうひとつの警鐘碑>と呼ばれるロマ民族の「警鐘碑」建立をめぐる論争を考察することにある。具体的には、ドイツ･スィンティ･ロマ中央委員会(以下、中央委員会)の主導により、「警鐘碑」建立の必要性がより強く説かれた 1999 年の社会背景に焦点を当てていく。

1999 年は、ドイツが「殺害されたヨーロッパ・ユダヤ人のための「警鐘碑」建立を決議した節目の年である[5]。裏を返せば、1999 年はロマ民族の警鐘碑に対する期待が覆され、連邦政府との関係がより緊迫化した時期として理解される。従って、当時の連邦政府の政治的思惑とロマ民族の戦略的交渉を対比させることにより、新たな研究モデルの提示が可能となると考えられる。また、ロマ民族を考察の対象として採り上げることは、他律的表象によって妨げられてきた彼らの実像を理解する土壌の形成へと繋がり、犠牲者としての位置づけを再定義することにも帰結する。

以上から、本稿ではまず、「忘れられた犠牲者」の存在が前景化したことにより、構造転換を迫られた 80 年代以降のホロコースト研究の動向を考察する。次に、ロマ民族が追悼碑でも、記念碑でもなく、「警鐘碑」を必要とした社会背景と建立の意義を検証する。そして最後に、「警鐘碑」に託されたロマ民族の願いとは何であったのかを考えてみたい。

２．研究の背景

「忘れられた犠牲者」の存在が前景化した 80 年代以降、ホロコースト研究においては、「犠牲者の権利」の追究が潮流となった。特に、非ユダヤ人犠牲者とユダヤ人犠牲者の間に見られる格差是正に焦点が当てられた。一連の試みは、他律的表象を甘受してきた人々の補償問題を仔細に検討することを主眼としており、社会的認知を視野に入れた世論との合意形成もまた、必然的な時代の要請となった。

「忘れられた犠牲者」に対する関心の高まりを背景として、研究の重心がユダヤ人問題から、犠牲者間の格差是正の問題へとパラダイム･シフトしたことにより、非ユダヤ人犠牲者には、自らの<追悼される権利>を主張する格好の機会が訪れたといえる。こうした追悼に関する権利意識の高まりが、すべての犠牲者を遍く追悼するという理念を掲げたドイツの歴史政策に多大な影響を与えたこともまた、想像に難くない。

但し、こうした議論の延長線上では、同じ出来事に対して異なる記憶を有する人々のせめぎあいを、敢えて考慮の枠組みから外していた。なぜなら、ユダヤ人問題を主軸とするホロコースト研究において、非ユダヤ人犠牲者の存在を一律に表象することはきわめて難しく、むしろ、ユダヤ人問題との相対化を危惧する声が支配的であったからである。ロマ民族問題に限っても、ロマ民族を「彼ら」と呼ばざるを得ない人々の恣意的な解釈が、新たな軋轢をもたらした現実が指摘されている[6]。より問題視すべきは、先行研究の多くが非ユダヤ人犠牲者の苦難を<回顧的記述>に留めており、彼らの社会背景と結びつけて検証していない点である。その帰結として、これまで考察の手がかりをユダヤ人問題との<比較>という単眼的視点ではなく、双方の<関係性>に求めた研究は存在してこなかった。

以上から、今日のホロコースト研究が、犠牲者集団の多様性と差異をも射程距離とする多元的テーマとなりつつあることを鑑みると、複層的な「関係性」を結節点とする新たな理論的枠組みの構築が急務となっている。

また同時に、<記憶の風化>と対峙せざるを得ない昨今の社会環境を見る限り、ホロコーストの記憶には、「メディア」という新たな機能･役割が望まれる状況にあると言っても過言ではない。これは、過去の出来事を現在、そして将来に向けて恒久化させるため、記憶の場という土壌を形成しようとする試みである。換言すると、現代の視点から、想起という過程を経て、<記憶の可視化>の義務と責任を明確化しようとする営みそのものを指す。

このような問題意識を踏まえ、以下、「警鐘碑」論争に主眼を置きながら、<記憶の可視化>を自らの手で担おうとしたロマ民族の取り組みを、連邦政府という公権力が、どのような枠組みで捉え、理解しようとしたのか、そして、どのように自らの責任を果たそうとしたのか、考えてみたい。

３．　もうひとつの「警鐘碑」

ヨーロッパでは、ホロコーストの自省をふまえ、追悼碑、記念碑を建立するという考え方が古くから存在する。しかし、それらを更に深化させた「警鐘碑」という概念は比較的新しい。

それでは、追悼碑、記念碑と「警鐘碑」の違いはどこにあるのだろうか。たとえば、前者は、これまで「記念物がどんな様相を呈するのが良いか、また、それらから離れていて直接巻き込まれることのなかった場所ではどうあるべきか[7]」といったテーマを中心として、建立の意義に関する研究が重ねられてきた。同時に、戦後世代の責任を明確化するため、作品には一定のリアリズムが要求された[8]。

そもそも、追悼碑、記念碑の辞書的意味は、「死者の霊魂をなぐさめること」であり、「ある物事を記念し、後世に伝えるために建てた碑」(広辞苑)である。つまり慰霊を前提とし、さらに不特定多数の人々を対象としていることを考慮すれば、追悼碑、記念碑の建立は、記憶継承のひとつの形態として理解される。

それに対し、「警鐘碑」に関しては、依然として曖昧な概念に留まっており、明確な定義が確立されていない。こうした定義の曖昧性は、柔軟な解釈を可能とする反面、利害関係者に深刻な対立をもたらす危険性を孕んでいると考えられる。

それでは、「警鐘碑」の定義はどのように試案できるのであろうか。例えば、「警鐘碑」の標準的なドイツ語表記は Mahnmal である。Mahnmal はドイツ語の mahnen を語源とすることから、ドイツの人々に「ホロコーストを忘れないよう喚起、警告する行為」と解釈される。これはいわば、行為者、傍観者の<罪と責任>に主眼を置いた概念であると言え、過去に直接的責任を負わない人々に想起の<義務>を課す行為であると換言できる。さらにいえば、行為者(国)と犠牲者(国)の関係を「対立」から「理解」へ、さらにいえば、「譲歩」から「和解」へと導く営みそのものを指す。

したがって、警鐘碑は、①追悼、哀悼といった情動的なもの、②出来事の想起という自省的なもの、③追悼される権利の尊重といった文化的なものを含む、多元的社会空間として理解することが必要である。

しかし残念ながら、これまでの研究は、必ずしも「警鐘碑」の今日的意義を十分に捉え切れているとは言えず、追悼碑、記念碑との違いも明確化されてはいない。

このような実状に照らして、ロマ民族の「警鐘碑」の建立が提唱された背景には、犠牲者としての記憶を恒久化させたいというロマ民族の「願い」が存在していたのではないだろうか。さらにいえば、ホロコーストが、近代史の一部となりつつあることへの懸念、換言すると忘却への危機感が、追悼碑でも、記念碑でもない「警鐘碑」を必要としたのではないだろうか。このような問題意識を踏まえ、以下、ロマ民族の警鐘碑論争を概観してみたい。

３．１　「警鐘碑」の意義

前述したように、ホロコーストの追悼碑、記念碑はヨーロッパ各地に数多く存在している。しかしながら、非ユダヤ人犠牲者の主体的行動を契機として、国家が建立した「警鐘碑」は、おそらく存在していない。それゆえ、連邦政府が<国家として>ロマ民族の「警鐘碑」を建立することは、彼らの犠牲者としての位置づけの再定義へと帰結し、既存のステレオタイプを打破する可能性を秘めていると考えられる。

ロマ民族の「警鐘碑」建立は、ベルリン中心部に位置する「殺害されたヨーロッパ・ユダヤ人のための警鐘碑」に次いで二例目となる。同碑から 500 メートル離れた場所に、2009 年の完成が予定されている。但し、一部のユダヤ人ロビイストが「500 メートルという至近距離に別の「警鐘碑」を建立することは、ユダヤ人犠牲者の唯一性を希薄化させる行為である[9]」とみなし、連邦政府に場所の変更を強く要請していたことも、また事実である。

こうした問題意識を背景として、2008 年 8 月、筆者は建設予定地を訪れた。広大な敷地に建つ「殺害されたヨーロッパ・ユダヤ人のための警鐘碑」とは対照的に、フェンスに囲まれた敷地は小さく、看板はスプレーで汚されていた。

しかしながら、①中央委員会の要請に応じて、連邦政府が首都の中心地を用意したこと、②制作者の選定、造形デザイン、碑文の内容を中央委員会に一任したことからも明らかなように、連邦政府は中央委員会に主導権を委ねつつ、支援という立場で自らの責任を果たそうとしていたと考えられる[10]。こうした政府との新たな関係の構築が意味するのは、限定的ながらロマ民族がホロコーストを巡る議論を主体的に進められるという点にある。さらにいえば、ロマ民族が犠牲者としてのアイデンティティを形成するに当たり、連邦政府の公認と世論の社会的認知を必要としていたこともまた、想像に難くない。裏を返せば、ロマ民族は、連邦政府の公認が得られてこそ、警鐘碑の建立意義が世論に受容されると捉えていたのではないだろうか。それを象徴するかのように、敷地内の看板には、1997 年 3 月 16 日のヘルツォーク大統領(Roman Herzog)による下記の演説を明記している。

> スィンティ、ロマへのジェノサイドは、ユダヤ人と同じ動機から、つまり、人種的狂気、計画、システム、絶滅政策に基づき実行に移された。
> ナチス･ドイツ占領地域下で全家族が、老若男女を問わず、システマティックに殺害されたのだった[11]。

このような発言からは、連邦政府がロマ民族を「人種的理由」による犠牲者とみなすに当たり､これまで公言することのなかったナチス･ドイツの「計画性」との関係に着目していることが窺える。このことは、これまで支配的であった言説、つまりロマ民族を「社会的理由」による犠牲者としてではなく、「ユダヤ人と同じ動機」による犠牲者であったと位置づける事実認識を強調していることからも明らかである。しかしながら､ヘルツォークが敢えて<ジェノサイド>というより広義な解釈を可能とする言葉を用いたことを踏まえると、こうした発言が、①ロマ民族の犠牲者としての地位改善に直接的な影響を与え、②彼らの今日的課題の解決に資す内容として十分であったのかどうかは定かではない。

そもそも、これまでロマ民族は社会の周縁的存在であり、彼らの自律的な行動を公権力への挑戦と捉えることは不可能であった。しかし今日、警鐘碑建立へ向けた主体的アプローチを通じて、ロマニ史とでも言うべき、ロマ民族の実像を伝える土壌が形成されつつある。

それでは､連邦政府による「警鐘碑」建立を求めて、中央委員会はいかなる提言を行い、何を伝えようとしたのだろうか。また、後述するように、ベルリン市長であるディープゲンは、なぜ、一貫して反対の立場を貫いたのだろうか。当時の新聞報道を手がかりに、それらの問題を考えてみたい。

３．２　メディアからみた「警鐘碑」論争

これまでメディアにおけるロマ民族は、総じて風刺的に、あるいは排他的に表象される傾向が強く、その帰結として強烈なステレオタイプが定着したと言っても過言ではない。新聞記事に限っても、その多くがロマ民族と社会問題との関わりに焦点を絞っており、彼らに対する伝統的な差別と偏見、暴力行為に関心を向けてはこなかった。したがって、「警鐘碑」論争を契機として、ロマ民族が情報の送り手となり得たことは、伝統的なステレオタイプを打破する一助となったと考えられる。

中央委員会は、連邦政府が「殺害されたヨーロッパ・ユダヤ人のための警鐘碑」の建立を決議した 1999 年 6 月以降、「犠牲者の序列化[12]」に対する危機感から、ロマ民族独自の警鐘碑を要求し、その必要性を説いた。その手段のひとつとして、Taz(1999 年 7 月 31/8 月 1 日付)が報道するように、7 月 30 日には、国会議事堂前に「ナチス・ドイツの占領下ヨーロッパで殺害されたスィンティ、ロマのためのホロコースト警鐘碑建立予定地」という看板を掲げ、「ベルリン市政府、連邦政府、連邦議会の公約のもとに」という説明を付している。

このような動向を踏まえ、以下、当時の新聞記事を通して、ロマ民族の警鐘碑論争がどのような視点で捉えられ、いかなるアプローチがなされてきたのかを見ていく。

(1)　Neues Deutschland (1999 年 7 月 31 日付)

記事はまず、「もうひとつの警鐘論争:殺害されたスィンティ、ロマを追悼する場は何処？」という見出しを掲げている。そして、ロマ民族をユダヤ人と対をなす犠牲者集団である”Pendant”として捉え、1994 年に当時の建設大臣ナーゲル(WolfGang Nagel)と文化大臣ロロフ - モミン(Ulrich Roloff-Momin)が中央委員会に与えた言質、すなわち首都にロマ民族の「警鐘碑」を建立するという公約を疑問視するベルリン市政府の見解とロマ民族のせめぎあいを描き出している[13]。

特に、ベルリン市長であるディープゲン(Eberhard Diepgen)が、建立地を中心部から、郊外のマルツァーン[14]へと変更しようとした提案に対する、中央委員会議長ロゼ(Romani Rose)の反論に焦点を当てている。ロゼが、市長の発言を「犠牲者の悲しみに尊敬を抱いていない意識の表れ」だと厳しく批判したことからも明らかなように、政府が地域的･歴史的な関係性を重視したのに対し、中央委員会は、国会議事堂がロマ民族の絶滅を決定した場所であるということ、つまり行為との関係性を主眼として捉えていたことが窺える。この時点では、警鐘碑が建立されるか否かは、場所の提供者となるベルリン市によるそれ相応の配慮にかかっていたといっても過言ではなく、また、当然ながらディープゲンの決議を仰ぐため、中央委員会にとっては不利な議論が展開されていたことが容易に想像される。

そもそも、ジャーナリストであるケーラー(Otto Koehler)が指摘するように、ディープゲンは、既に「殺害されたヨーロッパ・ユダヤ人のための警鐘碑」が存在する首都中心部に新たな「警鐘碑」を建立することにより、記憶の場が飽和状態となることを懸念していた[15]。つまり、ディープゲンは、ロマ民族の「警鐘碑」の必要性は是認できるものの、それらはあくまでも従来の記念碑と同様、追悼を前提としたものであり、行為者の記憶を継承すべき人々への喚起を主眼としてはいなか

ったのである。
そのような背景からか、中央委員会は、中心部での建立に向けて、世論を味方に付ける必要性を強く認識していたと考えられる。その一助として、記事ではロマ民族へのホロコーストを、次のように説明する。

① ナチス･ドイツの迫害によるロマ民族の犠牲者は約 50 万人であったこと。
② 1945 年以後も、生存者への誹謗と差別は続き、警察は長期に渡り彼らをいわゆる'放浪者カード'に情報登録していたこと。
③ ドイツ周辺には約 25 万人のスィンティとロマが存在し、7 万人がドイツ国籍保持者であること、ロマの大半がユーゴ紛争の難民であること。
④ 1996 年にナショナルマイノリティとして是認されたこと。
⑤ ヨーロッパ全体に 600 万から 1,200 万人のロマ民族が存在すること。
⑥ インドを起源とする社会集団であること。
⑦ 70 年代以降、ロマ民族擁護のためドイツ･スィンティ･ロマ中央委員会が設置されたこと。

これらの注釈は、ロマ民族のホロコースト自体が 1999 年の時点においてもなお、世論に十分な説明が尽くされていない、あるいは認知されていないテーマであったことを如実に示すものである。つまり、「警鐘碑」論争が実質的には政治論争であり、世論の意向を反映する場としての機能を担っていなかったと考えられるのである。そのため、中央委員会は、犠牲者としての地位を確保すべく、世論の理解と支援を必要としていたのではないだろうか。
そこで次に、警鐘碑論争の中核を占める<場所のシンボル性>について、具体的に見ていきたい。

(2) Die Welt (1999 年 7 月 31 日付)
記事は、「国会議事堂近くに警鐘碑を求めるスィンティ、ロマ」というタイトルを掲げ、ドイツの記憶政策と犠牲者の多様性を踏まえた Standort の概念を再定義する。
そもそも、Standort の辞書的意味は、「現在位置」、「所在地」である。しかし Standort を「警鐘碑」の文脈で捉える場合、それは、単なる場所的意味とは厳然と区別した<記憶を可視化する社会空間>として描くべきである。すなわち、場所の真正性と同様、場所そのもののシンボル性もまた重視されるべきであり、首都の中心地に建立されることで、その意味は最大化されると考えられるのである。
しかしながら、これまで、ドイツの記憶政策とは、実質的には場所の真正性と原初的なデザインを重視する「場所派」と、場所の真正性よりも、芸術的造形によって世論との合意形成を図ろうとする「デザイン派」のせめぎあいであった[16]。それゆえ、「殺害されたヨーロッパ・ユダヤ人のための警鐘碑」の建立決議は、場所の真正性と芸術的造形の共存を目指した、新たな記憶政策への試金石でもあったと言える。
しかしながら、この時点では、中央委員会は場所の真正性に重きをおいていたといっても過言ではない。すなわち、ベルリン中心部に建立地を確保することこそ、中央委員会の最大の願いであったと考えられるのである。それは、ロゼの次

の発言に集約される。

> 国会議事堂側に「警鐘碑」を建立することが重要なのである。なぜなら、この場所でユダヤ人とスィンティ、ロマがシステマティックに計画されたのだから。

さらに記事は、連邦政府が同年 6 月にユダヤ人のための「警鐘碑」の建立を採択したという実状に照らして、緑の党のスポークスマンであるベック(Volke Beck)による以下の発言を掲載している。

> 非ユダヤ人犠牲者の「警鐘碑」、特にロマ民族の「警鐘碑」を最優先事項とする。しかし同時に、国防軍脱走兵、同性愛者、スラブ民族といった人々にふさわしい追悼碑のコンセプトについてもまた、まとめあげなくてはならない。

また同時に、ベルリン市長であるディープゲンを次のように批判する。

> 首都の中で努力が成されていない、特に、ベルリン市長は過去と対峙しようとしてはいない。

これらの文章は、警鐘碑建立論争が、当初から場所のシンボル性と緊密な関係にあったことを端的に示すものである。つまり、中央委員会にとっては、建立意義と場所的シンボル性が不可分であったにも関わらず、連邦政府は建立自体の意義を求めていたのに過ぎず、かつ、ベルリン市は場所の<提供>に消極的であったと考えられるのである。

それではなぜ、ベルリン市は中心部へのロマ民族の警鐘碑建立を懸念したのだろうか。さらにいえば、ディープゲンは、場所的シンボル性とロマ民族の記憶をどのように結びつけようとしたのだろうか。このような問題意識を踏まえ、次にディープゲンの発言を見ていきたい。

(3) Berliner Zeitung (1999 年 7 月 29 日付)

記事は、ロゼの「我々は、犠牲者の同胞たちを蔑ろにも、周縁的にもさせはしない」という決意表明に対するディープゲンの見解を次のように説明する。

> ナチス・ドイツの犠牲者と迫害を記憶するノイエヴァッヘ、そして、建立予定の殺害されたヨーロッパ・ユダヤ人のための警鐘碑。首都の中心部にはこの二つで十分である、

こうした発言は、新たな警鐘碑の建立が、既存の警鐘碑、追悼施設に影響を及ぼしかねないと懸念されていたことを物語っている。つまり、首都の中心部に警鐘碑、追悼施設を過多に点在させることは、記憶の分割を意味するものであり、多様な犠牲者の記憶を可視化させる社会空間としての機能を果たし得ないと考えられたのである。

それに対し、CDU[17]議員であるズスムス(Rita Süssmuth)は、Süddeutschen

Zeitung(1999 年 8 月 6 日付)を通して、ディープゲンの見解に苦言を呈した。そして、非ユダヤ人犠牲者に対する追悼の在り方を問うことは、殺害されたヨーロッパ・ユダヤ人の警鐘碑の建立に対する決議を妨げるものでも、ベルリンという地域的シンボル性を喪失させる行為でもないことを、あらためて強調した。

国際人権委員会委員長であるレイジン(Fanny-Michaele Reisin)もまた、TAZ(1999 年 7 月 29 日付)を通して、「首都にさらなる警鐘碑のための空間は残されていない」というディープゲンの発言を批判し、中心部には、スィンティ、ロマにふさわしい場所が残されていることを強調した。

ここで特筆すべきは、ディープゲンが、敢えて<空間>という言葉を用いている点にある。いうまでもなくこれは、場所的問題ではなく、新たな警鐘碑の建立により、殺害されたヨーロッパ・ユダヤ人のための警鐘碑の存在感が薄れることに対する危惧だと考えられる。

総じて、ロマ民族は、滞在するいずれの国々でも最底辺に位置する社会集団である。言うまでもなく、彼らに与えられた否定的イメージは、ホロコースト研究にも影響を及ぼし、犠牲者としての認知の妨げとなってきた。その背景には、ロマ民族が主流社会による不当な排除に対する有効な対抗手段を欠いてきたという現実がある。このことは、1999 年の時点において、ロマ民族の警鐘碑と場所的シンボル性の関係を実証的に分析するための理論的枠組みが構築されていなかったことからも明らかである。

また、ディープゲンがマルツァーンへの変更を要請していたことを鑑みると、ベルリン市政府が、国会議事堂という場所的真正性をホロコーストの「唯一性の概念」と重ねて考えていたとも理解される。これはいわば、合意形成に向けた協議は、犠牲者に対する「配慮」よりも利害関係者間の「譲歩」を優先していたことを示唆するものである。

このような状況を鑑みると、ベルリン市政府にとっては、ロマ民族の警鐘碑の建立意義そのものを見出すことが難しく、また、ユダヤ人問題への配慮から、郊外という代替案を提示せざるを得なかったことが推測される。

しかし実際には、ロマ民族の警鐘碑を郊外に建立するということは、彼らの記憶を再び周縁化させることを意味しており、犠牲者間の格差を再び助長させる危険性を孕んでいたのである。

４．　まとめ　ーむすびにかえてー

ここでは総括として、ロマ民族が警鐘碑に託そうとした願いとは何であったのか、そして、<記憶の可視化>とは何を意味するものなのかを考えてみたい。

上述してきたように、近年のホロコースト研究では、「忘れられた犠牲者」に対する関心の高まりを背景として、ユダヤ人犠牲者と非ユダヤ人犠牲者の格差是正が潮流となりつつある。但し、非ユダヤ人犠牲者がホロコースト研究の客体である限り、既存のステレオタイプを瓦解させる可能性は極めて低い。そもそも、非ユダヤ人犠牲者という表現そのものが、個別の犠牲者集団を匿名化させているとも考えられる。

それゆえ、多くの非ユダヤ人犠牲者は、単独での主体的･自律的行動が難しく、一定の成果を得ようとするならば、メディアの影響力に依拠せざるを得ないという現実がある。さらにいえば、非ユダヤ人犠牲者の組織的、財政的脆弱性を踏まえると、世論の理解と支援を得ることもまた、必然的な戦略と成らざるを得ない。

このような問題意識を背景として、本稿は、<もうひとつの警鐘碑>と呼ばれるロマ民族の「警鐘碑」建立をめぐる論争を、特に 1999 年の新聞報道に焦点を当てることにより、中央委員会とベルリン市長それぞれの主張から導出される政治的思惑を概観した。

「忘れられた犠牲者」の存在が前景化した 80 年代以降、社会的弱者と呼ばれる人々が、実社会における補償問題ばかりか、記憶継承の場においても疎外されている現実が浮き彫りとなった。いうまでもなく、その理由は当該集団の政治的脆弱性にある。

そのような背景からか、中央委員会はメディアを巧みに利用することにより、ロマ民族へのホロコーストの浸透を図ろうとしてきたと言っても過言ではない。それゆえ、本稿が提示した警鐘碑論争から垣間見えるのは、ロマ民族の警鐘碑をベルリン中心部、すなわち国会議事堂前に建立することこそ、犠牲者間の格差克服の第一歩となり得るのではないかという願いである。

ホロコースト問題が<記憶の風化>と向き合わざるを得ない現代社会にあって、「警鐘碑」の役割は今後さらに重要性を増すことが予想されるが、ロマ民族をめぐる諸問題も、公的機関との交渉が遅々として進まない現状を踏まえれば、世論の支援に解決の糸口が見出されていくはずである。裏を返せば、ロマ民族の警鐘碑建立が首都の中心部に実現されるか否かは、メディアを媒体とした世論との合意形成の結実にかかっているといっても過言ではなく、世論には国家と犠牲者の対立構図を瓦解させる架橋となり得る可能性が秘められている。もちろん、首都中心部における警鐘碑の建立が、ロマ民族の<記憶の可視化>をめぐる取り組みの着地点とは言えない。しかしながら、ロマ民族の「追悼される権利」の主張をドイツの記憶政策及びユダヤ人問題との「相互関係性」あるいは「相互作用性」という視点で捉え直すことにより、新たな研究モデルが構築されうると考えられる。

なお、本稿は、中央委員会が警鐘碑の必要性を提唱した 1999 年の社会背景に焦点を絞ったため、具体的な議論の内容に踏み込むことはできなかった。また、連邦政府とベルリン市の見解に齟齬が生じた要因を検証することもできなかった。これらは、今後の筆者の課題としたい。

【註】

[1] (1999 年 7 月 30 日に行われた、ドイツ・スィンティ・ロマ中央委員会議長であるロマニ　ロゼの記者会見より) Donau-Kurier Ingolstadt Auflage fit, Stamm 2000 in Tsd.:g 92,2.

[2] Prof .Dr.Walclaw Dlugoborski, "Zur Einfuhrung," Sinti und Roma in Auschwitz－Birkenau, 1943-44, Verlag Staatliches Museum Auschwitz－Birkenau, 1998.

[3] Ian Hancock (2002). We are the Romani people. (University of Hertfordshire Press) p.46
ウォルター・ラカー編　『ホロコースト大事典』井上茂子他訳　(柏書房、2003 年)　252 頁。

[4]「忘れられた犠牲者」とは、80 年代まで不可視的存在であった非ユダヤ人犠牲者を指す。石田勇治『過去の克服』(白水社、2002 年) 291 頁。

[5] Hans-Georg Stavginski, Das Holocaust-Denkmal. Der Streit um das Denkmal (Ferdinand. Schöningh Verlag, 2002). S.20.

[6] Ian Hancock (2004). Romanies and the Holocaust:a reevaluation and an overview In Dan Stone (ed.) The Historiography of the Holocaust pp. 383-396
Palgrave-Macmillan, New York 2004, pp. 383-396

[7]『ホロコースト大事典』　161 頁。

[8]『ホロコースト大事典』　162 頁。

[9] 2000 年、ドイツ･スィンティ・ロマ中央委員会研究員であるアンドレア・プロック氏へのインタビューより。
[10] Zentralrat Deutscher Sinti und Roma Presserklärung Holocaust Mahnmal für die Sinti und Roma beim Reichstag (9,Nov.1994).
[11] http://www.bundespraesident.de/dokumente/dokument.htm
[12] Berliner Morgenpost　1999 年 7 月 13 日付。
[13] 具体的には、国会議事堂とブランデンブルク門の間にある敷地を指す。
[14] 1936 年、ベルリンオリンピック開催にあたり、ナチス･ドイツはベルリン郊外のマルツァーンにロマ民族の強制収容所を建設した。
[15] Otto Koehler Ossietzky (Aug 1990) S.251-253.
[16] Hans-Georg Stavginski,, op.cit., S.124.
[17] キリスト教民主同盟(1945 年に創立されたドイツ最大の保守政党)。